

受理第4-3号

陳情書等

件名

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意
見書を提出いただいたき件

令和4年3月吉日

宇治市議会議長 殿

海事振興連盟

会長	衛藤 征士郎
副会長・事務総長	塩谷 立
副会長	二階 俊博
副会長	額賀 福志郎
副会長	甘利 明
副会長	村上 誠一郎
副会長	石破 茂
副会長	松本 剛明
副会長	前原 誠司
副会長	玉木 雄一郎
副会長	枝野 幸男
副会長	海江田 万里
副会長	石井 啓一
副会長	馬場 伸幸
副会長	宮沢 洋一
副会長	山口 那津男
副会長	増子 輝彦
副会長	山本 順三

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきたき件

謹啓 貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私ども海事振興連盟は、超党派の国会議員 350 余名と海事関係団体等で構成される組織で、わが国の海事産業の発展に貢献すべく日々活動しております。

さて、国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として、全国 1,038 万人の署名・約 2,300 に及ぶ地方議会の決議を経て平成 7(1995)年に制定され平成 8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和 16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治 9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年 7 月 20 日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成 8(1996)年 7 月 20 日は、世界の海洋秩序を定めわ

が国の排他的経済水域(EEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国の中いち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案としてその成立を期することいたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日がありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えると、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されています。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を 7 月 20 日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願ひする次第です。何卒ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

謹白

本状送付先:都道府県議会議長、市町村議会議長

写送付先:都道府県知事、市町村長

(注:市町村には東京 23 区も含む)

参 考

意見書のサンプル(一例)

令和 4 年〇月〇日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

〇〇〇議会

国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成 7 年に制定され、平成 8 年 7 月 20 日から施行されておりますが、平成 15 年以降いわゆるハッピーマンデー化により 7 月の第 3 月曜日となっています。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の 7 月 20 日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

以上

(海事振興連盟事務局注)

内閣総理大臣宛に提出いただいた意見書の写を FAX または電子メールにて当連盟事務局にご送付いただけましたら幸いです。

(宛先 FAX:03-3265-0867、電子メール:renmei@jsanet.or.jp)

参考:地方自治法 第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。